

松江市原子力発電所環境安全 対策協議会からのお知らせ

市では、原子力発電の安全対策の推進と市民の皆様から原子力に関するご意見を伺い市原子力行政に反映させることを目的に、松江市原子力発電所環境安全対策協議会を設置しています。

今回は、平成20年に開催した3回の協議会についてお知らせします。

No.6

平成21年1月1日

発行：松江市総務部防災安全課原子力安全対策室
電話：0852-55-5616 FAX：0852-55-5617

平成19年度 第3回協議会（平成20年3月19日開催）

●議題1●「島根原子力発電所の運転状況について」

平成19年9月～平成20年2月までの島根原子力発電所の運転状況について、安全協定に基づく中国電力㈱からの連絡文書、島根県プレス発表資料等に基づき、市から説明しました。また、1号機の定期検査実施にあたり、万全を期すよう申し入れを行いました。



●議題2●「環境放射線の測定結果について」

「平成19年度第1四半期、第2四半期の環境放射線と温排水について」「平成20年度の観測計画」について、島根県から説明を受けました。環境放射線と温排水の調査については、原子力発電所の運転による周辺環境への特異な影響は認められないとの結果でした。

●議題3●「島根原子力発電所における不適切対応に関する再発防止対策の実施状況について」

再発防止対策の具体的な行動計画の取り組み内容とその実施スケジュールについて、中国電力㈱から説明を受けました。また、不適切事案を受けて実施されている特別な保安検査について、島根原子力保安検査官事務所から平成19年6月以降の特別な保安検査結果においては、中国電力㈱の再発防止に向けての取り組みは良好であるとの説明がありました。

（特別な保安検査の結果は良好であり、島根原子力発電所に係る特別な保安検査は平成19年度で終了することが平成20年3月31日に中国電力㈱に通知されました。）

●議題4●「新潟県中越沖地震を受けた対応について」

新潟県中越沖地震を受けた対応について、中国電力㈱から説明を受けました。消防チームが常駐し、夜間・祝祭日を問わず、化学消防車による消火や放射能測定が可能になる等の自衛消防の強化が図られます。

●議題5●「島根原子力発電所の耐震安全性の再評価について」

島根1、2号機の耐震安全性評価については、新指針に基づく地質調査結果と新潟県中越沖地震から得られた知見等を適切に反映して実施する計画であり、平成20年3月末に国に中間報告を行うと中国電力㈱から説明を受けました。

●議題6●「2号機プルサーマル計画の一次審査結果及び耐震安全性について」

島根2号機のプルサーマル計画は、審査の結果、原子炉等規制法に適合しており、平成20年2月26日に一次審査を終了したと原子力安全・保安院から説明を受けました。

平成20年度 第1回協議会（平成20年4月24日開催）

●議題1 ●「島根原子力発電所耐震安全性評価結果の中間報告について」

平成20年3月28日に行われた耐震安全性評価の中間報告について、中国電力㈱から説明を受けました。

中国電力㈱は、文献調査、トレンチ調査や海上音波探査等の調査の結果、安全性を評価するための断層を宍道断層22kmとし、想定される地震動439ガルに余裕を持たせて基準地震動を600ガルとしています。

また、この基準地震動に対し、島根1，2号機の原子炉格納容器等の主要8施設の耐震安全性を評価した結果、「止める」「冷やす」「閉じ込める」に係る安全機能が保持されることを確認したと報告を受けました。

国は現地調査や独自の海域調査を行いながら、基準地震動、島根1，2号機の主要機器の耐震安全性等について審査します。



平成20年度 第2回協議会（平成20年10月6日開催）

●議題1 ●「原子力発電所の新検査制度について」

原子力安全・保安院から、新検査制度の目的と仕組みについて、中国電力㈱からは新検査制度への対応状況について説明を受けました。新検査制度は安全性向上を目指すもので慎重に進めると説明がありましたが、原子力発電は周辺住民の理解が必須であり、市としては島根原子力発電所で小さなトラブルが相次いでいることも踏まえ、新検査制度により、真に安全性が向上するかどうかという観点から、今後も分かりやすい説明を求めてまいります。

●新検査制度とは？

これまで全ての原子力発電所で同一だった検査の在り方を改め、運転期間などを考慮したプラントごとの特性を踏まえ検査の充実を図るものです。

新しい制度においては、事業者は過去のトラブル等も含めてデータを収集し、適切な技術評価を行うことが義務づけられます。国は事業者の技術評価の妥当性を審査し、プラント毎の特徴に応じた適切な定期検査の間隔を設定します。

●議題2 ●「島根原子力発電所のバックチェック報告に係る原子力安全・保安院における審議状況について」

原子力安全・保安院から、島根原子力発電所の耐震安全性の中間報告について、専門家が現地を調査し、また、国独自の海上音波探査を行うなど慎重に審議していると説明を受けました。

●議題3 ●「島根原子力発電所における発電設備の総点検に係る再発防止対策の今後の対応について」

再発防止対策については、これまで逐次・定期的な報告を求めていましたが、中国電力㈱のこれまでの取り組みを評価し、今後はこれらの再発防止対策が定着し継続して実施され、一層取り組み強化されるよう通常の安全協定の報告で確認していくという市の方針を説明しました。

島根原子力発電所における再発防止対策実施状況の今後の対応について

平成18年11月30日の国の指示による発電設備の総点検により、島根原子力発電所で判明した不適切事案は、「島根原子力発電所周辺住民の安全確保が全てに優先する」とする中国電力㈱との安全協定の趣旨に反し、市民の原子力発電所に対する不信感、不安感を高める結果を招いたことから、市は平成19年4月27日に中国電力㈱へ申し入れを行い、再発防止対策の実施状況を定期的に報告を受け確認してまいりました。

●再発防止対策の実施状況について立入調査を実施

島根県と合同で6回の立入調査を行い、再発防止対策が行動計画に沿って着実に実施されていることを確認しました。

●市申し入れへの中国電力㈱の取り組み状況

①市民への分かり易い説明について

- ・オピニオンリーダーや一般市民を対象に再発防止対策の説明会を計7回実施
- ・松江市鹿島町全戸を訪問し、再発防止対策の実施状況を説明

②自律的かつ確実に再発防止策を継続する取り組みの強化について

- ・「不正をしない意識・正す姿勢」「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」及び「不正をさせない業務運営」の3つの柱を支える具体的な再発防止対策を策定し、全ての対策に着手。

③原子力部門の市への移転を含めた組織・体制の抜本的強化の検討について

- ・発電所と建設所を統括する「島根原子力本部」を平成20年2月に新設
- ・島根原子力本部の本部長（常務取締役）は常駐して指揮をとり地域対応を一元化

④再発防止策実施状況の定期的な報告について

- ・概ね3ヶ月に1回の定期報告と、国への手続き等の際にその都度報告を行う。

島根原子力発電所2号機プルサーマル計画の現状について

平成18年10月23日に中国電力㈱が国に申請した島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル計画は、原子力安全・保安院の一次審査と原子力安全委員会の二次審査を経て、平成20年10月28日に許可されました。

市は耐震安全性等を含む国及び中国電力㈱への21項目の質問の回答を経てから、プルサーマル計画の導入について最終判断することとしています。

プルサーマル計画については、地域での説明会や国の説明会等により市民の皆さまに情報提供を行うとともに、専門家の意見も聞き慎重に検討することとしています。

中国電力への質問7項目

- ①大地震時における原子炉の緊急停止等について
- ②使用済みウラン燃料と使用済みMOX燃料の貯蔵量及び処理について
- ③MOX燃料の品質管理について
- ④MOX燃料加工事業者の技術的能力について
- ⑤プルサーマル導入に伴う電気料金への影響について
- ⑥ヒューマンエラーの防止策について
- ⑦プルサーマル導入に伴う核物質防護について

資源エネルギー庁への質問6項目

- ①核燃料サイクルの確立について
- ②使用済みMOX燃料の処理について
- ③プルトニウムの利用計画と核不拡散について
- ④回収ウラン利用計画について
- ⑤放射性廃棄物の処理について
- ⑥各国の原子力政策について

原子力安全・保安院への質問5項目

- ①大地震時における原子炉の緊急停止時等について
- ②MOX燃料の放射線毒性と被ばく低減措置について
- ③制御棒の効きについて
- ④出力のアンバランスに対する対応について
- ⑤プルトニウムスポットによる影響について

原子力安全委員会への質問3項目

- ①各国のMOX燃料仕様について
- ②わが国の安全性評価検討範囲について
- ③反応度事故及び冷却水喪失事故に関する判断基準について

《災害時》

「地域で見守り・助け合い事業」について

(災害時要援護者避難支援登録制度)

1. 災害時に地域の支援が必要な方の登録をすすめています

市では、原子力災害はもとより、地震や風水害などの災害が発生したときに、自分自身で避難することができず、家族などの援助も困難で、地域の方々の助けを必要とする高齢者や障害者等の名簿登録を進める事業を始めています。



2. 対象者の方へ登録の確認のため調査をしています（避難などの手助けを希望される方は、登録をしてください）

○現在、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯の方（65才以上）・要介護3以上の方へは、地域の民生・児童委員の方に登録確認のため自宅へうかがっていただいています。

○障害者の方へは、市の職員が登録確認のため自宅へうかがいます。

3. 避難の手助けをしていただく方のご協力をお願いします

現在、支援者として、普段からの見守りや災害時に安否の確認、一緒に避難したりするなど手助けをしていただく方を必要としています。そのため、登録される高齢者・障害者など本人をはじめ、自治会長、民生・児童委員、地区社協、自主防災隊役員など地域の方々から「支援者」になっていただくよう登録のお願いがあった場合には、ご協力をいただきますようお願いいたします。



「地域で見守り・助け合い事業」についての

問い合わせ先

総務部	防災安全課	☎55-5690
健康福祉部	保健福祉課	☎55-5302
	障害者福祉課	☎55-5304